




国民年金

明日への、確かな備えです。

年金は、老後のためだけと思っていませんか。不測の事故にも備えています。自分自身のためにも、保険料はきちんと納めましょう。

■問い合わせ 市民生活課
年金係 ☎223、224

国民年金には20歳から60歳未満の国民全員が加入します
3つのグループのいずれかに所属しています

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業者、農林漁業者、無職、自由業者、学生など 	会社員などの厚生年金加入者 公務員などの共済組合加入者 	第2号被保険者に 扶養されている配偶者 
■定額保険料 月額13,300円(一人当たり) 将来より高い老齢基礎年金を受け取るため、月額13,300円に上乗せして付加保険料として月額400円を納めることができます。	厚生年金や共済組合に加入すると、自動的に国民年金にも加入したことになります。自分で国民年金保険料を納める必要はありません。	配偶者が加入している年金制度で負担しているため、納める必要はありませんが、第3号被保険者としての届け出が必要です。

保険料の納入方法 (第1号被保険者)

納税方法は2つです。

①自主納付
市から送付する納付書を、金融機関に持って行って納めます。

②口座振替
金融機関の口座から、自動的に引き落としして納めます。

前納制度について

納付方法	平成12年度の国民年金保険料
毎月納付(1回分ずつ12回納める)	159,600円(定額) 164,400円(定額+付加)
4月前納(4月に12ヵ月分一括で納める)	155,750円(定額) 160,430円(定額+付加)

毎月13,300円ずつ納める毎月納付のほかに、年度始めの4月に12ヵ月分を一括で納める4月前納があります。ご利用ください。

市では、自主納付を希望されている人にも、毎年4月分の納付書は12ヵ月分を前納できるものをお届けしています。

4月前納は毎月納付に比べると、1年間で3,850円(付加保険料加入の場合は3,970円)割引になります。

こんなときなどには必ず届け出を

すでに加入している人

- 20歳になったとき
- 会社に勤めるとき
- 60歳前に会社を辞めるとき
- 引っ越したとき
- 結婚して会社員等の配偶者になったとき
- 生活が苦しくて保険料が納められないとき
- 生活保護などを受けるようになったとき

第3号被保険者 年金を受けている人

- 配偶者が会社を辞め、自営業になったとき
- 配偶者が転職したとき
- 配偶者の扶養から外れたとき
- 配偶者が勤めていても、年金を受けるようになったとき
- 厚生年金に加入したとき
- 離婚したとき
- 住所や支払期間を変えたとき
- 支払通知書をなくしたとき
- 年金受給者が死亡したとき
- 2つ以上の年金を受ける権利を得たとき
- 子が年金額の加算対象から外れたとき

忘れずに!! 年金は、請求しないともらえません

すべての年金は受けられる資格があっても、本人の請求がなければ支給されません。次とおり、それぞれ手続きを行ってください。

国民年金のみ加入していた人	市役所市民生活課年金係へ
厚生年金期間が1ヵ月以上ある人	社会保険事務所へ

年金の給付

年を取ったら 老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が、原則として25年以上ある人が受け取る年金です。

老齢基礎年金は65歳からの受給が原則ですが、希望すれば60歳以降いつからでも受給することができます。

■早く年金を受けたい人は「繰り上げ支給」
60歳から65歳になるまでの間でも、減額された年金を受けることができます。ただし、支給率は65歳になっても100%に戻りません。

■受給が遅くてもいい人は「繰り下げ支給」
65歳以降、受給開始を遅くして、増額された年金を受けることもできます。

老齢基礎年金の年金額 (平成12年度の額)

年金額は満額(最高額)で、80万4,200円

この額は、20歳から60歳になるまでの40年間(加入可能年数)、すべて保険料を納めた場合です。保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その期間に応じて減額されることになり、下の計算式で計算されます。※昭和16年4月2日以降に生まれた人は40年となりますが、それ以前に生まれた人は生年月日によって異なります。

(計算式)

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

(例) 保険料を30年(360月)間納付し、免除期間が10年(120月)間ある場合、

$$804,200円 \times \frac{360\text{月} + 120\text{月} \times \frac{1}{3}}{480\text{月}} = 670,200円$$
 支給額は年額で、67万200円となります。

平成13年4月1日から 繰り上げ支給率と繰り下げ支給率が緩和されます

65歳で受ける年金額を100%とした場合、支給率は下表のとおりです。

年金を受け取る年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
年金を受け取る年齢 S16.4.1までに生まれた人	58%	63%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	188%
年金を受け取る年齢 S16.4.2以降に生まれた人	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%

※繰り上げ請求後に障害が発生しても、障害基礎年金は支給されません

病気やけがで障害者になったら 障害基礎年金

国民年金の加入中や、20歳前の傷病で障害者になったときに受けられます。

■1級障害 100万5,300円
■2級障害 80万4,200円

一家の大黒柱が亡くなったら 遺族基礎年金

国民年金加入者や加入したことのある人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻、または子が受けられます。※子の年齢要件は18歳到達年度の末日まで(障害者は20歳未満)

遺族基礎年金の年金額(平成12年度の額)
 ■子のある妻の場合 103万5,600円
 ■子のみの場合 80万4,200円
 ※子が2人以上の場合、さらに加算があります

第1号被保険者の独自給付

第1号被保険者には、独自の給付制度があります。

■付加年金 定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の年金額に付加保険料を納付した月数に200円を掛けた額が上乗せされます。

■寡婦年金 老齢基礎年金を受ける資格のある夫(婚姻期間10年以上)が亡くなったとき、その妻(内縁も含む)に60歳から65歳になるまで支給されます。支給額は、夫が受けるはずの年金額の4分の3の額です。

■死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、一緒に生活していた遺族が遺族年金を受けられない場合に支給されます。支給額は保険料納付済期間に応じて決められ、12万円から32万円です。

*障害・遺族の年金には、それぞれ初めて医師の診断を受けた日・死亡した日において、一定の保険料納付の条件があります